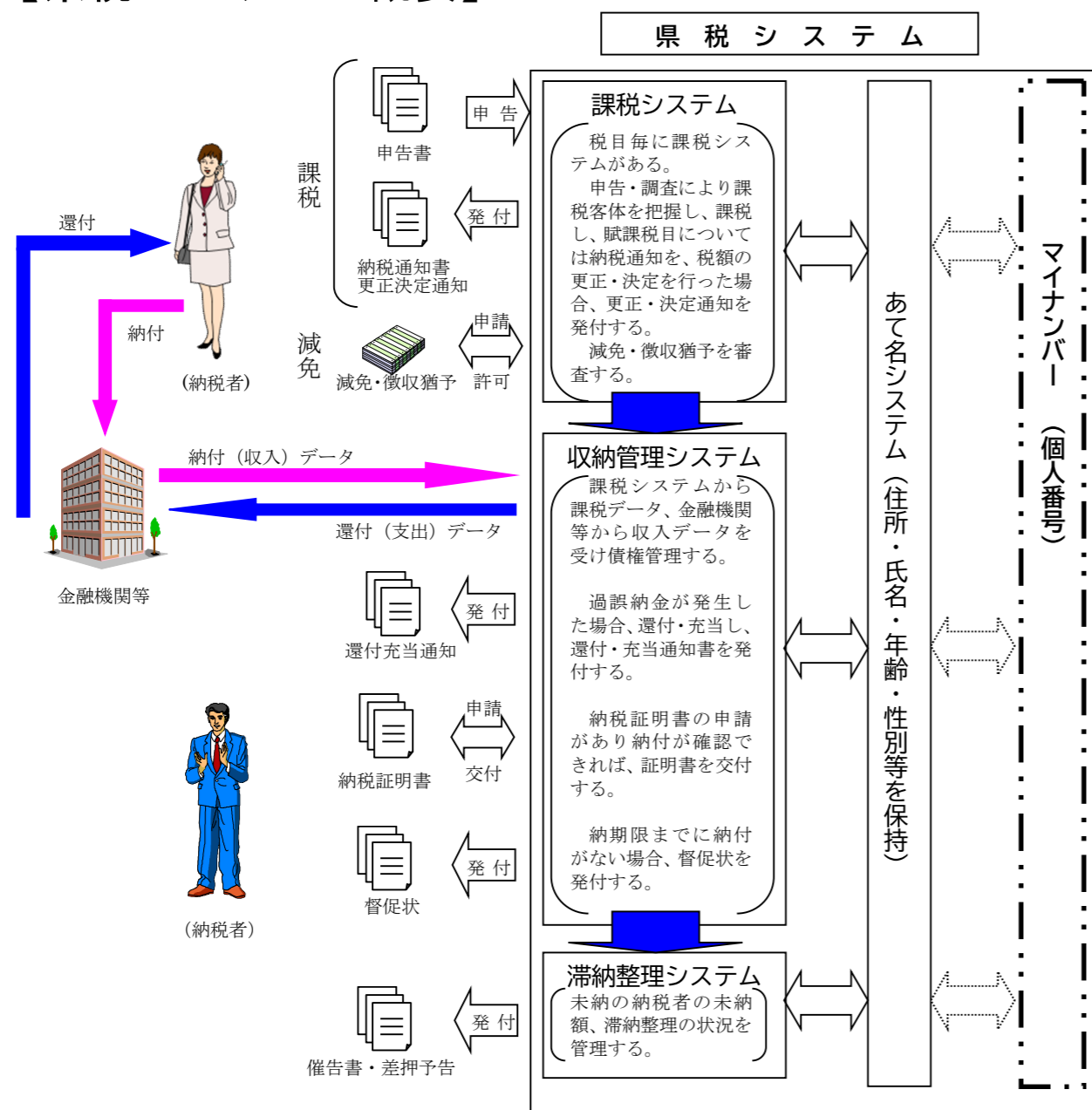


【県税システムの概要】



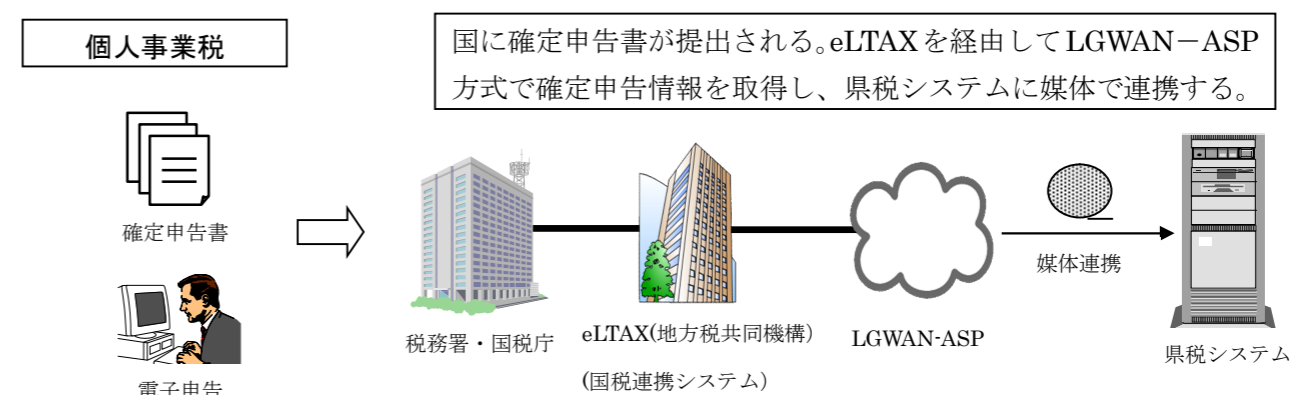
県税システムでは、大量の県税の賦課・徴収事務を迅速・正確に行うため、大量一括処理によりデータを取り込む。国税連携システムから取得する所得税申告データに含まれる個人番号もこの処理データの一部のため、一括処理により取り込まれる。

申告や減免、徴収猶予の申請等においては個人番号の記載を求めているため、納税者の申請により個人番号を取得することはない。

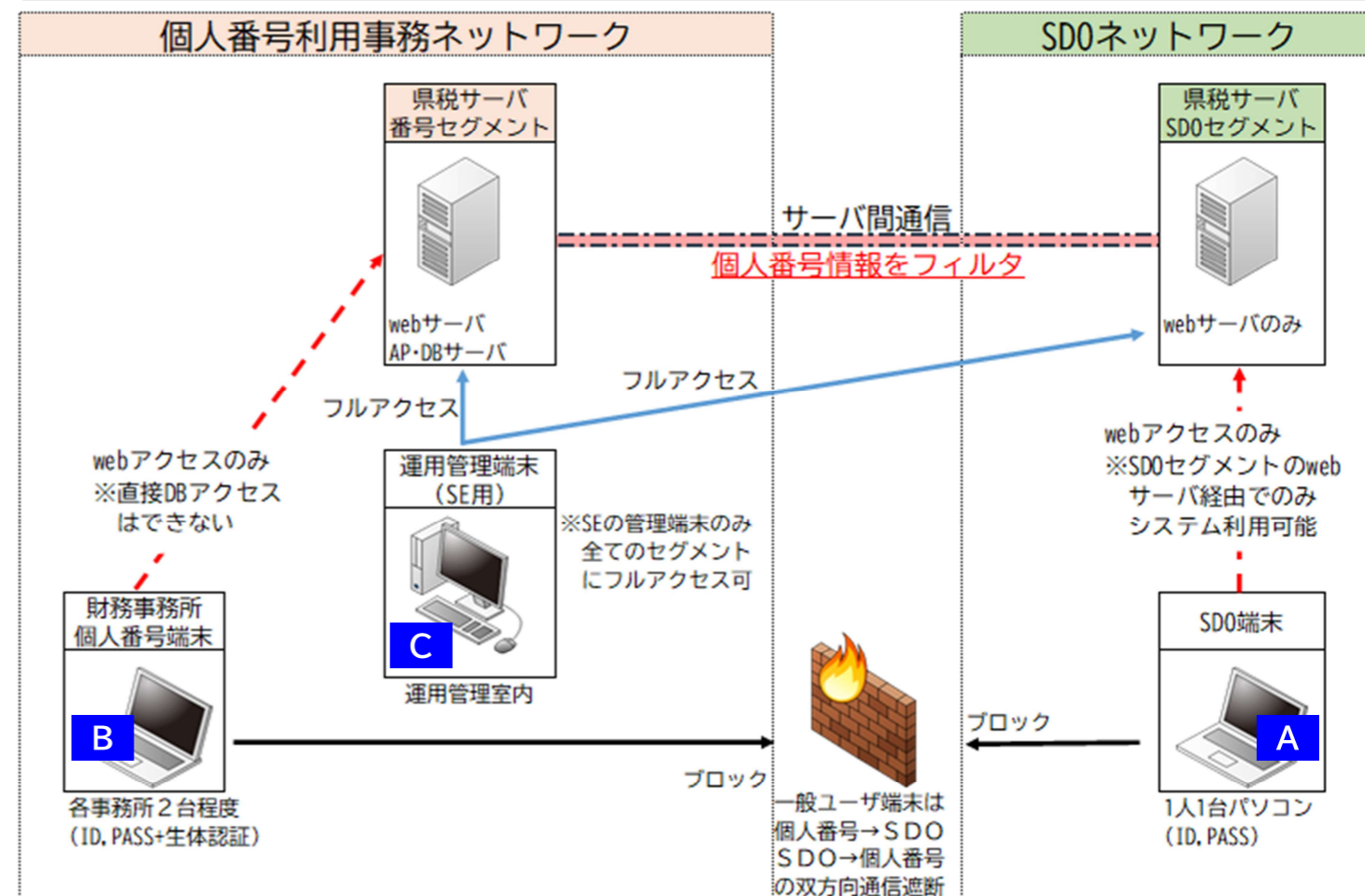
収納管理システムでは、督促や納税証明に個人番号を利用しないため、債権管理で個人番号を取得することはない。

課税、収納管理、滞納整理事務において必要に応じて本人確認を行うため、住民基本台帳ネットワークの利用により個人番号を閲覧する必要があるが、取得することはない。

【個人番号の取得】・・・基本的に国税連携システムからの取得のみ



県税システムの端末に関するサーバ通信等概要図



- A** SDO 端末(1人1台 PC)
 最も多くの職員が使用する端末。個人番号セグメントへの通信はファイアウォールで遮断。SDOセグメントのwebサーバ経由でのみシステム利用可。個人番号情報は全てフィルタ。
- B** 事務所個人番号利用端末(各財務事務所2台程度。主に個人事業税担当課に配置。生体認証要)
 個人番号情報を表示できるが、webアクセスのみでDBアクセスは不可。(SDOセグメントへの通信は遮断)
- C** SE用運用管理端末(税務課執務室、SE作業室に配置。生体認証要)
 唯一、全セグメントへのフルアクセスが可能。

【データ連携について】

国税連携システム

- ☆ 確定申告情報を国税庁から地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX）を経由して、LGWAN-ASP方式により取得している。
- ☆ 国税連携システムから課税データを媒体に抽出し、県税システムに受け渡す。

住民基本台帳ネットワークシステム

- ☆ 自動車税、不動産取得税及び個人事業税等の納税通知書等が住所不明で返戻された場合に転居先を確認するため等の目的で住基ネットに情報を照会している。
- ☆ 照会は住基端末を閲覧するのみで、個人番号の取得や県税システムへの連携は行なっていない。

情報提供ネットワークシステム

- ☆ 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携は以下の理由により行なわれていない。
 - 県税システムが有している特定個人情報（個人事業税及び不動産取得税のそれぞれ一部納税者分のみ）であるため数が非常に限られており、継続的な利用は不可能である。
 - また自動車税の減免は身障者手帳により障害者情報を確認し、かつ、減免の押印を手帳にする事により減免車両の上限が一人一台までであることを確認している。

県税システムに取り込んだ個人番号

- ☆ 外部から県税システムに取り込んだ個人番号は暗号化を行なってから保存されるため、データを目視しても個人番号が判明する事はない。

【セキュリティについて】

県税システムのサーバ（共通基盤上の仮想サーバ）は県庁別館に設置している。

【入室対策】





設置場所はカードキーや静脈認証によるセキュリティ対策が行われている。

県税システムの端末は、通常はSDO端末を使用し、マイナンバーを扱う場合は個人番号利用事務端末（マイナンバー端末）を使用している。

【端末での対策】

1. 各職員にID、パスワードを設定している。パスワードの有効期限は半年で、有効期限後は新たなパスワードを設定しないとシステムにアクセスできない。
2. 職員の業務により、照会、更新権限を設定している。
3. 個人番号は課税業務に必須の情報ではないので、個人番号の表示については、最小限のマイナンバー端末に留め、通常のSDO端末の画面では表示できない。
4. アクセスログにより、個人番号にアクセスした履歴を保存、監視する。（MN 端末のみ）

個人番号の登録・更新・削除・照会の機能について （納税義務者等管理画面、マイナンバー照会ダイアログ等）

	利用事務端末	SDO端末
個人データ	 <p>端末を認識の上、全機能利用可能</p>	 <p>端末を認識の上、個人番号項目は、入力不可かつマスク表示</p>
法人データ	 <p>制御無し（全機能利用可能）</p>	 <p>制御無し（全機能利用可能）</p>

【教育について】

マイナンバーを取り扱うにあたり、税務課で特定個人情報等取扱規定を定め、税務課及び各財務事務所は規定に則りマイナンバーの運用を行なっている。

税務職員は500人を超えるため、すべての職員に対して時間をかけて教育することは難しい。そのため毎年、初任者及び管理者向けに税務課がマイナンバー研修を実施し、事務所職員には研修を受講した管理者が事務所で行なう事により、特定個人情報保護の徹底を図っている。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

[審査の観点及び主な考慮事項]

事務局評価

【凡例】
 ()数字:審査の観点(指針第10の1(2))
 ○数字:審査の観点における主な考慮事項
 数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号	評価書名
1	地方税の賦課徴収等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

【全体的な事項】
(1) しきい値判断に誤りはないか
(2) 適切な実施主体が実施しているか

(1) 対象人数が30万人以上のため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 地方公共団体の長が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、保護評価の実施が義務付けられており、静岡県知事が評価者となる。

1 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外のすべての評価実施機関について記載しているか
--

1 評価実施機関は、静岡県知事のみである。

(3) 公表しない部分は適切な範囲か
(4) 適切な時期に実施しているか
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(3) すべて公表する。
(4) 前回の評価実施(令和2年7月)から5年経過前の実施である。
(5) 令和7年4月に30日間の県民意見提出手続きを実施予定である。
(6) 求められる事項について検討・記載している。
(7) 税務課は、地方税事務全般を担当しており、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができると認められる。
(9) 求められる事項について、特定している。
(11) 求められる事項について、妥当なものであると認められる。

⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑩ 今回の変更項目は軽微なものに留まる(法令改正に伴う条文修正、時点修正等)ため、静岡県特有の問題・懸念はない。
--

(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(12) 求められる事項について、妥当なものであると認められる。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の賦課徴収事務は短期間に大量の情報を処理する必要があり、本県においても地方税に関する事務を適正かつ効率的に行うため、税務システムを利用した電子データによる処理を行っている。 ・ システムの保守運用業務等は外部委託をする必要があるが、契約書に「情報セキュリティ対策に関する事項」「個人情報取扱特記事項」を付記し、これに基づく守秘義務を課すことで情報セキュリティが確保されていることを確認している。 ・ 内部によるデータの不正利用に対しては、職務における守秘義務のほかに、ID・パスワードにより操作者を限定しアクセスログでの追跡調査を可能にする対策等を講じている。 ・ コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等による不正アクセス対策などを行う。 ・ 上記3項目を含め、機密性、完全性、可用性を維持するため、静岡県情報セキュリティポリシーに基づく厳重なセキュリティ対策を講じている。 ・ 地方税法改正等により運用方法を変更する場合もあるため、本評価書の記載内容については毎年度見直しを行うとともに、5年ごとに再評価を行う。これにより、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。
------	---

評価実施機関名

静岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に基づく、県税の賦課徴収に係る事務。</p> <ol style="list-style-type: none"> 課税業務 納税者からの申告や届出等により、課税情報の登録と管理を行う。 徴収業務 課税情報をもとに、納税者へ納付書等を送付、徴収を行う。 収納管理業務 課税及び徴収結果の情報をもとに、収納や、還付、充当等を行う。 滞納管理業務 滞納者に対する督促状、催告書の送付や、滞納整理を行う。 納税者宛名管理業務 納税者の特定や、納税者情報の名寄せ等を行う。 <p>詳細は別添1を参照のこと。</p>
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか

① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか

2 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか

(8) 求められる事項について、具体提な記述となっている。(別添1「事務内容」も参照のこと)

① 求められる事項について、分かりやすい記述となっている。(別添1「事務内容」も参照のこと)

2 事務の内容を分類し、具体的に記述している。また、別添1「事務内容」では、事務フロー図により、関係する者、使用システム、取扱う情報の流れが明記され、事務の内容について順を追った記述となっている。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 税目別課税システム: 税目別に課税、減免等の課税管理を行う。 収納管理システム: 収納、督促状発付、還付、充当、納税証明等の収納管理を行う。 滞納整理システム: 滞納整理業務の管理を行う。 あて名管理システム: 納税者の宛名情報の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか

4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか

3 システムの機能を4つに分類し、概要を具体的に記述している。

4 情報をやり取りするシステムはない。

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 宛名管理機能 : 各業務システムが個別に管理する個人管理番号等を受領し、統合宛名データベースに登録する。 統合宛名符番機能 : 新規に入力された個人番号に対し、統合宛名番号を符番する。 符号要求機能 : 個人番号と関連づけられた統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに符号の取得要求をする。 情報提供機能 : 各業務システム等で管理している番号法別表2等に基づく提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供をする。 情報照会機能 : 中間サーバーへ他の機関への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システム等に転送する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか

4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。

4 情報をやり取りするシステムはない。

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(*1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(*1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能。 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか

4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。

4 情報をやり取りするシステムはない。

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(*都道府県サーバー部分について記載)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバー)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか

4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。

4 情報をやり取りするシステムはない。

システム5									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 ・国税連携システムには、 <ul style="list-style-type: none"> ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等の電子データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。等の機能がある。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
3. 特定個人情報ファイル名									
賦課徴収等情報ファイル									
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由									
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・番号制度に関する税制上の措置として、申告書等の税務関係書類に個人番号の記載が求められた。 ・個人番号の利用により個人の特定、個人の宛名の突合を効率的に行うことができる。 ・障害者関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化する。 								
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際の利便性が向上。 ・番号制度の導入により、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能となるため、住民票の添付省略など納税者利便の向上に資する。 								
5. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 								
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<table border="0"> <tr> <td>[実施する]</td> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	[実施する]	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定
[実施する]	<選択肢>								
	1) 実施する								
	2) 実施しない								
	3) 未定								
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項								
7. 評価実施機関における担当部署									
①部署	静岡県経営管理部税務課								
②所属長の役職名	税務課長								
8. 他の評価実施機関									
-									

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか

4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。

4 情報をやり取りするシステムはない。

5 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか

6 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか

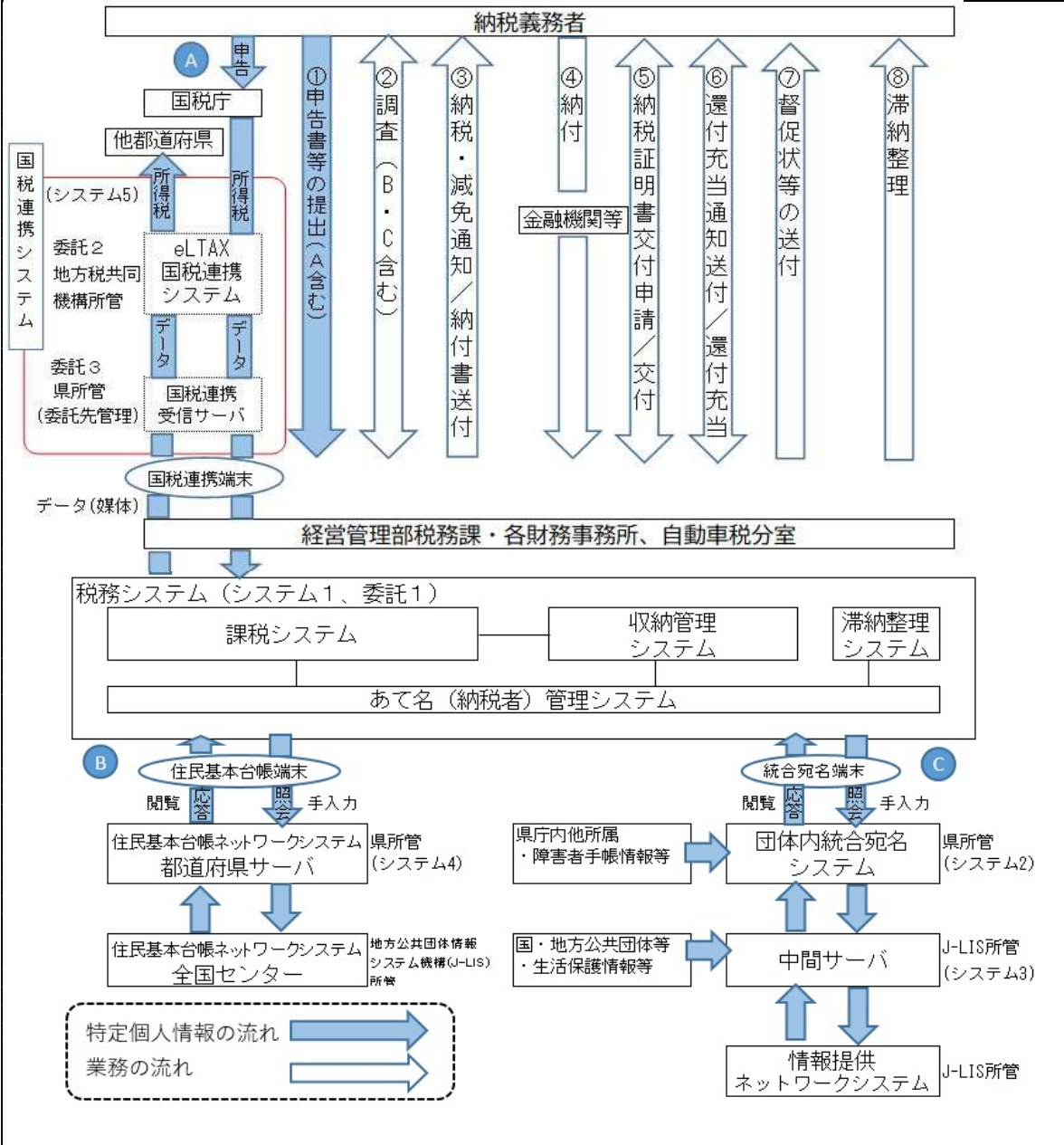
7 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか

5 収集の経緯を含め、具体的な事務における利用方法、必要性を説明している。

6 期待されるメリットについて、具体的に記述している。

7 別添1「事務内容」において、事務に関わる者、使用するシステム、取り扱う情報の流れが明記され、事務フロー図に沿って順を追って記述されている。

(別添1) 事務の内容



(備考)

◆事務の流れ

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
※個人事業税については、国税連携システム(A)を通じて所得税申告情報を取得する。
- ② 申告、減免申請等の内容を調査し、課税(減免)を決定(システム入力)する。(減免においては減免通知をする。)
※必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステム(B)、情報提供ネットワークシステム(C)から納税者情報等を取得、確認する。
- ③ ①～②により課税した内容について納税通知書を、決定した減免について減免通知書を納税者に送付する。
- ④ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書や納付データにより確認、システム登録する。
- ⑤ 納税者からの納税証明書交付申請書を受付、確認の上、納税証明書を交付する。
- ⑥ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、または他に未納のある税に充当し、通知する。
- ⑦ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑧ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

○個人事業税の課税事務(国税連携システム)(A)

- ・ 国税庁から地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ・ 所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を行う。
- ・ 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを団体間回送する。
- ・ 他の都道府県から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税義務者、特別徴収義務者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的に、各種情報と課税データとの突合が正確かつ効率的に行えるよう、必要な範囲の特定個人情報を保有、利用する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報(個人番号及び納税者番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報(4情報及び連絡先): 対象者との連絡、各種通知送付のため保有 ・業務関係情報(国税・地方税関係情報): 国税・他団体との情報連携のため保有 ・税軽減管理情報(障害者福祉、生活保護情報): 税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日(現行システム運用開始日)
⑥事務担当部署	静岡県経営管理部税務課

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか

8 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか

9 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか

(8) 求められる事項について、具体的に記述している。

② 各プロセスについて、具体的に記述している。

8 必要性について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

9 保存する理由について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム)								
③入手の時期・頻度	<本人又は本人の代理人からの入手> ・申告及び届出時「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時「事務上、納税者の特定が必要な都度」 <国税連携システムからの入手> ・国税庁にe-TAX及び書面で提出された所得税確定申告書等のデータ(個人番号含む)を地方税ポータルセンタ(eLTAX)、LGWAN、国税連携システムを通じて受信する。「2月～5月は毎日。それ以外は月次で受信」								
④入手に係る妥当性	<本人又は本人の代理人からの入手> ・国税の公正公平な賦課を確保し、税務事務の効率化を図るため、地方税法及び番号法等の規定の範囲内で本人又は本人の代理人からの申告情報及び税務調査による情報の収集を行っている。 <国税連携システムからの入手> ・地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。								
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。また、窓口で本人から入手する場合は、入手情報の内容を本人に説明し利用目的を明示する。情報提供ネットワークシステムを通じて入手する場合はマイポータルから履歴の確認ができる。								
⑥使用目的 ※	国税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、所得税申告書等及び各種社会保障情報との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 変更の妥当性 -								
⑦使用の主体	使用部署 ※ 静岡県経営管理部税務課 下田、熱海、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、浜松財務事務所 使用者数 [500人以上1,000人未満] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">＜選択肢＞</td></tr> <tr><td>1) 10人未満</td><td>2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	・住所・氏名のほか、個人番号が記載された申告書等を本人又は本人の代理人から直接、若しくは国税連携システム(eLTAX)を通じて受け取る。 ・受け取った特定個人情報を静岡県税務システムに登録する。 ・静岡県税務システム内のデータを統合宛名システム、住民基本台帳ネットワーク、国税連携システム(eLTAX)を通じて、照会・修正する。 情報の突合 ※ ・本人からの県税に係る申告及び申請等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムで検索した情報との突合を行う。 ・県税の減額を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報との突合を行う。 ・当該システムにおける納税者管理情報の確認のため、住民基本台帳、他団体(市町村)、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。 情報の統計分析 ※ 特定個人情報に基づく統計分析及び特定個人情報と結び付けた統計分析は実施しない。 権利利益に影響を与え得る決定 ※ ・地方税情報による税の軽減。 ・障害者に対する税の減額決定								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

10 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか
11 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか
12 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか
13 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか
14 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか
15 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか

10 入手に係る妥当性について、根拠を示して具体的に記述している。
11 本人への明示について、具体的に記述している。
12 使用目的について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。
13 該当なし
14 統計分析について、根拠法も含めて具体的に記述している。
15 該当なし

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (3) 件
委託事項1	静岡県税務システム運用管理業務
①委託内容	税務システム、電子申告システム、国税連携システムに係るバッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
その妥当性	税務システムの構築及び運用業務を行っている委託先は、税務システム全体の安定稼働、データの修正、不測の障害に対する原因調査など、県税賦課徴収業務を円滑かつ適正に執行するために、システム運用管理の立場から特定個人情報ファイルを含む全てのファイルを取り扱う必要がある。なお、業務を行うにあたっては県庁内での作業を基本とし、プログラムの確認作業を県庁外で行う場合には特定個人情報ではない、ダミーデータを利用する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (オンラインによる直接操作)
⑤委託先名の確認方法	静岡県ホームページに掲載している。
⑥委託先名	日本電気株式会社 静岡支社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18 再委託の手続きについて具体的に記述している。

委託事項2	地方税ポータルシステム(eLTAX ※国税連携システム含む)の運営管理	
①委託内容	・所得税確定申告書等のデータ連携に係るシステムの開発・運営に関する事業 など	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</small>
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの各自体に行う必要があるが、各自体共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きができるようになったため、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国から受けている。 ※ 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、「地方税共同機構」が運営している。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	<small><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	地方税共同機構 eLTAXホームページ	
⑥委託先名	地方税共同機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構の会員団体の職員等により構成された理事会で許諾されている。また、総会においても、全会員団体に報告されることにより許諾している。
	⑨再委託事項	地方税ポータルセンタ(eLTAX)の運用統制、故障対応、各種監視、セキュリティ管理、技術的相談等

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18

委託事項3	地方税ポータルセンタ(eLTAX ※国税連携システム含む) ASPサービス提供業務	
①委託内容	・国税連携システムの受信サーバ環境を準備し、国税庁等からのデータの受信し、保管する支援サービスをASP形式で提供するもの。 ・県はサービスを利用して、税務総合電算システムに連携するデータのダウンロード、所得税申告書データの閲覧等を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔 特定個人情報ファイルの一部 〕	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	県税の公平・公正・効率的な賦課徴収を行うためには、国税連携システムを通じて入手する特定個人情報を安全かつ適正に保管・管理する必要があるが、その運用には高度に専門的な知識や技能が求められるため、情報技術に精通した専門業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	〔 10人未満 〕	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	静岡県ホームページに掲載している。	
⑥委託先名	NTTデータ・アイ 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書で、原則再委託を禁止とし、あらかじめ承認を受けたときだけはこの限りでないことを規定している。再委託の必要性及び特定個人情報の適正な取扱いができることを基準に再委託を承認している。
	⑨再委託事項	eLTAXサポート事業者(地方税共同機構に登録)としての、ASPサービスの現地対応及び問い合わせ窓口業務

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18 再委託の手続きについて具体的に記述している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)」(以下「番号法施行令」という。) ² 第21条及び第22条、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)」(以下「番号法施行規則」という。) ³ 第19条、地方税法第72条の57の3
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税確定申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム(LGWAN及び地方税ポータルセンタ経由))
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合、随時。
提供先2	国税庁、市町村等
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条 ² 及び第22条、番号法施行規則第19条
②提供先における用途	対象者に係る事務執行
③提供する情報	個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	照会等を受けた対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会等を受けた都度、随時。

19 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか

19 用途、提供頻度、根拠等について、具体的に記述している。

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><税務システム及び国税連携システムにおける措置></p> <p>①有人による監視を行っている建物の中で、サーバー室はICカードと生体認証による入退室管理を行っており、ICカードの配布及び生体情報の登録はシステム管理者が許可した最小限の者に限定している。</p> <p>②サーバーのログインにはIDとパスワード認証が必要で、委託業者からは例月でシステム稼動(管理)状況の報告を受けている。</p> <p>③紙により提出された申告書及び届出書は執務室内又は事務所倉庫内の施錠できる書庫に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p>
その妥当性	<p>※ 国税連携システムの受信サーバーは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっている。</p> <p>地方税法第17条の5の規定に基づき、7年間は保管する。さらに、未納の納税者に係る情報や過去に遡るデータ修正や訴訟等に対応するため、相当期間の記録を保管する必要がある。</p>
③消去方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①システムの機能で完全に消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体は、裁断溶解処理を行う。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全にデータ消去する。</p> <p><国税連携システムにおける措置></p> <p>操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限ある職員が消去。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	
-	

21 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所の立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか
22 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか
23 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか

21 保管場所及びアクセス制限について、具体的に記述している。
22 保管期間の妥当性について具体的に記述している。
23 消去方法を具体的に記述している。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■あて名

【KB納税者管理マスタ】

納税者番号,履歴連番,氏名(漢字),氏名(カナ),第2氏名有無,第2氏名(漢字),第2氏名(カナ),補記区分,組織区分,前後区分,代表者名,代表者区分,住所コード,通り名入力,通り名,番地,方書,郵便番号,個人法人等区分,統合元番号,性別,生年月日,電話番号1,電話番号2,状態区分,異動日,注意コード,備考,送付先区分,漢字氏名(左詰め),カナ氏名(左詰め),第2漢字氏名(左詰め),第2カナ氏名(左詰め),住所(左詰め),番地(左詰め),方書(左詰め),履歴連番(新),履歴連番(旧),更新者事務所,更新者,更新者名,更新理由コード,国籍コード,登録日,更新日,更新時間

【KB連帯納税義務管理マスタ】

連帯納税者番号,連帯納税義務者連番,納税者番号,納税義務有無区分,納付書送付要否区分,更新日,更新時間

【KB個人番号管理マスタ】

納税者番号,履歴連番,個人番号,更新者事務所,更新者,更新者名,更新理由コード,登録日,更新日,更新時間

【KB個人番号アクセスログマスタ】

納税者番号,履歴連番,個人番号,閲覧者事務所,閲覧者名,更新日,更新時間

【KB法人番号管理マスタ】

納税者番号,履歴連番,法人番号,更新者事務所,更新者,更新者名,更新理由コード,登録日,更新日,更新時間

■収納管理

【KC過誤納マスタ】

過誤納番号・会計年度,過誤納番号・事務所コード,過誤納番号・連番,過誤納番号・枝番,経歴Fキー・税目,経歴Fキー・課税番号,経歴Fキー・実績年月等,経歴Fキー・課税連番,経歴Fキー・調定年度,経歴Fキー・経歴基準日,経歴Fキー・登録連番,経歴F登録連番・過誤納R,経歴F登録連番・還R過誤納,経歴F登録連番・還R加算金,過誤納事由,過誤納発生日,賦課決議日,歳入歳出区分,利子割還付通知不要フラグ,納付(入)すべき額・本税,納付(入)すべき額・税割額,納付(入)すべき額・均等割額,納付(入)すべき額・所得割額,納付(入)すべき額・付加価値割額,納付(入)すべき額・資本割額,納付(入)すべき額・収入割額,納付(入)すべき額・特別税額,納付(入)すべき額・延滞金,納付(入)すべき額・過少,納付(入)すべき額・不申告,納付(入)すべき額・重加,過誤納額・本税,過誤納額・税割額,過誤納額・均等割,過誤納額・所得割額,過誤納額・付加価値割額,過誤納額・資本割額,過誤納額・収入割額,過誤納額・特別税額,過誤納額・延滞金,過誤納額・過少,過誤納額・不申告,過誤納額・重加,還付加算金始期日,除算始期,除算終期,通知日,支払日,充当額合計・本税,充当額合計・税割額,充当額合計・均等割額,充当額合計・所得割額,充当額合計・付加価値割額,充当額合計・資本割額,充当額合計・収入割額,充当額合計・特別税額,充当額合計・延滞金,充当額合計・過少,充当額合計・不申告,充当額合計・重加,還付額合計・本税,還付額合計・税割額,還付額合計・均等割額,還付額合計・所得割額,還付額合計・付加価値割額,還付額合計・資本割額,還付額合計・収入割額,還付額合計・特別税額,還付額合計・延滞金,還付額合計・過少,還付額合計・不申告,還付額合計・重加,還付加算金・本税,還付加算金・延滞金,還付加算金・過少,還付加算金・不申告,還付加算金・重加,内充当した額・本税,内充当した額・延滞金,内充当した額・過少,内充当した額・不申告,内充当した額・重加,還付加算金手計算,支払区分,還付先区分,還付先納税者番号,還付先口座情報・金融機関,還付先口座情報・支店番号,還付先口座情報・口座種別,還付先口座情報・口座番号,還付先口座情報・口座名義,過誤納処理状態,未調定フラグ,納付者納税者番号,保留区分,調査文書出力区分,過誤納処理日,調定事由(当初),調定事由(現在),還付先変更受付番号,自動車県外還付口座調査フラグ,収税担当者コード,納税義務納税者番号,納付日,納付日2,収納日,予定更新日,予定更新時間,更新区分,更新日,更新者番号,更新者名

【KC還付金管理ファイル】

還付番号,経歴連番,調定キー・税目,調定キー・課税番号,調定キー・実績年月等,調定キー・課税連番,調定キー・調定年度,歳入年度,事務所コード,還付通知日,支払日,還付額,支払区分,納税者番号,還付時住所,還付時氏名,金融機関コード,支店コード,口座種別,口座番号,口座名義人,還付時金融機関名称,還付時支店名称,修正区分,換金日,組入日,再還付日,送金先銀行,金融機関コード・変更,支店コード・変更,口座種別・変更,口座番号・変更,口座名義人・変更,還付時金融機関名称・変更,還付時支店名称・変更,再発行日,備考,更新日,更新者番号,更新者名

【KC還付先変更情報ファイル】

調定キー・税目コード,調定キー・課税番号,調定キー・実績年月,調定キー・課税連番,調定キー・調定年度,登録連番,使用状態コード,過誤納事由,過誤納予定日,受付日,受付事務所コード,有効期間,支払区分,委任先・納税者番号,更新区分,更新日,更新者番号,更新者名

【KC収納管理基本マスタ】

調定キー・税目コード,調定キー・課税番号,調定キー・実績年月等,調定キー・課税連番,調定キー・課税年度,納税者番号,課税事務所(当初),課税事務所(現在),収納事務所(当初),収納事務所(現在),収納歳入年度,現滞区分,調定事由(当初),課税区分(当初),

調定事由(現在),課税区分(現在),本税の調定連番,本来の納期限(法廷納期限等),納期限(指定納期限),調定日(当初),調定日(現在),賦課決議日,通知書発付日,増減調定適用日,増減調定延滞金適用日,申告日,申請日・收受日,更正請求日,税務署処理日,国税処理日,修正申告期限,事業年度終了日,確定申告提出日,重加対応率,重加対応税額,重加対応率・税割,重加対応税額・税割,重加対応率・所得,重加対応税額・所得,重加対応率・付加,重加対応税額・付加,重加対応率・資本,重加対応税額・資本,重加対応率・収入,重加対応税額・収入,重加対応率・特別税,重加対応税額・特別税,利子割還付額等,監査の申告期限延長,外形法人区分,自主決定日,税率・区分,税率・コード,自動車登録日,登録抹消日,課税月数,注意コード,状態コード,初度登録年月,積雪軽減区分,車台番号,ディーラーコード,他税目設定日付,発付・督促発付止期限,未調定収納サイン,仮消込サイン,公示送達サイン,管年度外サイン,徴収猶予サイン,事務所異動サイン,延滞金不能サイン,注意サイン,換価猶予サイン,処分サイン,執行停止サイン,不納欠損サイン,繰上徴収サイン,繰越調定サイン,担当者コード,完納移行サイン,登録日,更新日,更新者番号,更新者名,更新時間

【KC納税管理人等マスタ】

納税者番号,レコード区分,納税管理人等番号,他税目更新区分,更新日,更新者番号,更新者名

■滞納管理

【KD経過記事】

財務事務所コード,納税者番号,日時,連番,更新連番,経過記事年月日,経過記事時間,経過記事分,経過記事大分類イベントコード,経過記事イベントコード,経過記事場所,経過記事相手,文書番号・年度,文書番号・文書記号コード,文書番号・親番,文書番号・連番,経過記事送達コード,期限,電話番号,記事,確認依頼フラグ,承認済みフラグ,担当職員番号,担当職員名称,承認担当者番号,承認担当者名称,承認年月日,納税誓約財務事務所コード,納税誓約納税者番号,納税誓約登録日付,納税誓約SEQ,証書番号・簿冊番号,証書番号・連番,証書番号・SEQ,証券の種類コード,記号・番号,更新事務所コード,削除サイン,統合元納税者番号,統合日,確認済サイン(下田),確認済サイン(熱海),確認済サイン(沼津),確認済サイン(富士),確認済サイン(静岡),確認済サイン(藤枝),確認済サイン(磐田),確認済サイン(浜松),更新日,更新者番号,更新者名,リビジョン

【KD処分情報管理】

財務事務所コード,納税者番号,処分番号・財務事務所コード,処分番号・連番,年度,処分猶予事由ID,処分猶予事由コード,延滞金1/2適用フラグ,交付要求種類,破産事件種類,財産分類コード,承継者等納税者番号,文書番号・年度コード,文書番号・文書記号コード,文書番号・親番,文書番号・連番,施行年月日,効力発生日,猶予終了年月日,受付番号,受付年月日,中止フラグ,検索日,移行年月日,処分猶予終了事由ID,処分解除事由コード,解除文書番号・年度コード,解除文書番号・文書記号コード,解除文書番号・親番,解除文書番号・連番,解除施行年月日,解除効力発生日(解除日),解除中止フラグ,文書番号2・年度コード,文書番号2・文書記号コード,文書番号2・親番,文書番号2・連番,施行年月日2,中止フラグ2,文書番号3・年度コード,文書番号3・文書記号コード,文書番号3・親番,文書番号3・連番,施行年月日3,中止フラグ3,文書番号4・年度コード,文書番号4・文書記号コード,文書番号4・親番,文書番号4・連番,施行年月日4,中止フラグ4,文書番号5・年度コード,文書番号5・文書記号コード,文書番号5・親番,文書番号5・連番,施行年月日5,延長期間始期,延長期間終期,中止フラグ5,申請書番号・年度コード,申請書番号・文書記号コード,申請書番号・親番,申請書番号・連番,施行年月日6,中止フラグ6,申請書番号2・年度コード,申請書番号2・文書記号コード,申請書番号2・親番,申請書番号2・連番,施行年月日7,中止フラグ7,文書番号8・年度コード,文書番号8・文書記号コード,文書番号8・親番,文書番号8・連番,施行年月日8,中止フラグ8,文書番号9・年度コード,文書番号9・文書記号コード,文書番号9・親番,文書番号9・連番,施行年月日9,延長期間始期前,延長期間終期前,中止フラグ9,登録年月日,登録担当者番号,登録担当者氏名,解除登録年月日,解除登録担当者番号,解除登録担当者氏名,取消年月日,取消担当者番号,取消担当者氏名,猶予解除効力発生日,延長解除効力発生日,猶予解除事由ID,猶予解除事由コード,延長解除事由ID,延長解除事由コード,削除サイン,統合元納税者番号,統合日,更新日,更新者番号,更新者名,リビジョン

【KD滞納管理】

調定キー・税目コード,調定キー・課税番号,調定キー・実績年月等,調定キー・課税連番,調定キー・課税年度,調定事由コード,財務事務所コード,納税者番号,督促状発付日,10日経過年月日,法定納期限(本来の納期限),収納の納期限,特例基準割合等の末日,繰上徴収後の変更納期,指定納期限(納期限),法定納期限等の区分,法定納期限等,調定年月日,最新納付日,債務承認日,時効起算日,時効年月日,債権消滅予定日,執行停止日,不納欠損日,欠損事由コード,完納年月日,本税滞納金額,延滞金滞納金額,過少申告加算金滞納金額,不申告加算金滞納金額,重加算金滞納金額,滞納処分費(督促手数料),当初本税滞納金額,当初延滞金滞納金額,当初過少申告加算金滞納金額,当初不申告加算金滞納金額,当初重加算金滞納金額,当初滞納処分費(督促手数料),年度当初本税滞納金額,年度当初延滞金滞納金額,年度当初過少申告加算金滞納金額,年度当初不申告加算金滞納金額,年度当初重加算金滞納金額,年度当初滞納処分費(督促手数料),納税誓約フラグ,証券受託フラグ,整理機構移管フラグ,移動フラグ,繰上徴収フラグ,差押フラグ,参加差押フラグ,交付要求フラグ,課税猶予フラグ,徴収猶予フラグ,換価猶予フラグ,執行停止フラグ,欠損フラグ,完結サイン,返戻対象サイン,ソート用税目コード,削除サイン,統合元納税者番号,統合日,更新日,更新者番号,更新者名,リビジョン

【KD滞納者管理】

財務事務所コード,納税者番号,担当者コード,完納年月日,引継引受区分,引受年月日,引継担当者コード,割付除外フラグ,催告除外フラグ,特記事項,時効完成日,最新催告日,最新納付日,最新折衝日,所在調査日,実状調査日,預等調査日,保等調査日,資力回復調査日,関連滞納者主従コード,指示フラグ,方針フラグ,最終処分番号,削除サイン,統合元納税者番号,他事務所サイン,統合日,執行停止日,不納欠損日,更新日,更新者番号,更新者名,リビジョン

■個人事業税

【KJ課税マスタ】

課税番号,所得年月,課税区分,訂正連番,課税年度,調定日,通知日,ファイル番号,保留区分,青白区分,分割区分,課税詳細事由,開業日,廃業日,種別コード1,業種コード1,国税事業所得額1,国税不動産所得額1,国税専従者控除額1,国税青色控除額1,海外市場開拓準備金積立1,海外市場開拓準備金取崩1,非課税コード1,非課税所得額1,配偶者有無,専従者数(配偶者外),専従者数(合計),専従者控除額1,合計額1,種別コード2,業種コード2,国税事業所得額2,国税不動産所得額2,国税専従者控除額2,国税青色控除額2,海外市場開拓準備金積立2,海外市場開拓準備金取崩2,非課税コード2,非課税所得額2,専従者数2,専従者控除額2,合計額2,種別コード3,業種コード3,国税事業所得額3,国税不動産所得額3,国税専従者控除額3,国税青色控除額3,海外市場開拓準備金積立3,海外市場開拓準備金取崩3,非課税コード3,非課税所得額3,専従者数3,専従者控除額3,合計額3,所得備考,損失繰越,被災繰越,譲渡損失,譲渡繰越,控除備考,事業月数,事業主控除額,課税標準額,課税変更事由,国税処理事由,国税失格コード,国税処理日,従業員数本県分1,従業員数他県分1,課税標準1,本県分1,他県分1,税額1,従業員数本県分2,従業員数他県分2,課税標準2,本県分2,他県分2,税額2,従業員数本県分3,従業員数他県分3,課税標準3,本県分3,他県分3,税額3,計算税額,減免事由,減免等額,年税額,1期分,2期分,随時分,納期限(1期),納期限(2期),納期限(随時),納期限(納期変更1),納期限(納期変更2),納期限(随時変更),返戻延長事由1,返戻延長事由2,返戻延長事由3,今回変更分,歳出還付額,社会保険収入,自由診療収入,雑収入,社会保険所得,自由診療所得,租特法26条適用状況,調定時所管事務所コード,変更前通知日,送付サイン,担当者番号,更新者名,自動計算連番(医業等),自動計算連番(不動産等),1期通知書類種別,2期通知書類種別,移行フラグ,バッチ更新日,更新日

【KJ基本登録マスタ】

課税番号,税務署コード,国税番号,納税者番号,所管事務所コード,種別コード1,業種コード1,該当区分1,種別コード2,業種コード2,該当区分2,種別コード3,業種コード3,該当区分3,青白区分,送付区分,分割区分,開業日,廃業日,状態区分,変更日,注意コード1,注意コード2,備考1,備考登録日1,備考2,備考登録日2,備考3,備考登録日3,備考4,備考登録日4,備考5,備考登録日5,屋号名称,事業所住所コード,事業所番地方書,事業所電話番号,相続人管理番号,税理士管理番号,新国税番号,新税務署コード,新所管事務所コード,引継先課税番号,資料送付先,資料請求先,転写事務所,更新者番号,更新者名,バッチ更新日,更新日

【KJ国税データ管理マスタ】

局番番号,国税番号,利用者識別番号,所得年,連番,課税番号,突合状況,住所突合状況,処理状況,管理事務所1,管理事務所2,管理事務所3,管理事務所4,課税異動事由コード,納税地住所コード,事業所所在の住所コード,個人事業税対象フラグ,受付番号,異動年月日,台帳番号,生年月日,確定申告書第2表フラグ,ファイル種別,バッチ番号,取込区分,正確事実発生日,申告区分,漢字氏名,清音後漢字氏名,カナ氏名,清音後カナ氏名,屋号名称,住所地郵便番号,住所地,事業所等所在地,青色区分,職業,営業等収入金額,不動産収入金額,給与収入金額,総合譲渡短期収入金額,総合譲渡長期収入金額,小規模企業共済等掛金控除,営業等所得金額,不動産所得金額,総合譲渡一時所得金額,差引所得税額,専従者給与合計額,青色申告特別控除額,繰越損失額,事業専従者続柄1,専従者給与額1,事業専従者続柄2,専従者給与額2,事業専従者続柄3,専従者給与額3,配当雑譲渡一時所得合計額,専従者給与,非課税番号,非課税所得,損益通算特例前不動産所得,不動産青色申告特別控除,譲渡損失等,開廃業区分,開廃業日,他県事務所有無,取込日,更新日

【KJ定期課税ファイル】

課税番号,所得年月,課税区分,課税年度,調定日,通知日,ファイル番号,保留区分,青白区分,分割区分,課税詳細事由,開業日,廃業日,種別コード1,業種コード1,国税事業所得額1,国税不動産所得額1,国税専従者控除額1,国税青色控除額1,海外市場開拓準備金積立1,海外市場開拓準備金取崩1,非課税コード1,非課税所得額1,配偶者有無,専従者数(配偶者外),専従者数(合計),専従者控除額1,合計額1,種別コード2,業種コード2,国税事業所得額2,国税不動産所得額2,国税専従者控除額2,国税青色控除額2,海外市場開拓準備金積立2,海外市場開拓準備金取崩2,非課税コード2,非課税所得額2,専従者数2,専従者控除額2,合計額2,種別コード3,業種コード3,国税事業所得額3,国税不動産所得額3,国税専従者控除額3,国税青色控除額3,海外市場開拓準備金積立3,海外市場開拓準備金取崩3,非課税コード3,非課税所得額3,専従者数3,専従者控除額3,合計額3,所得備考,損失繰越,被災繰越,譲渡損失,譲渡繰越,控除備考,事業月数,事業主控除額,課税標準額,課税変更事由,国税処理事由,国税失格コード,国税処理日,従業員数本県分1,従業員数他県分1,課税標準1,本県分1,他県分1,税額1,従業員数本県分2,従業員数他県分2,課税標準2,本県分2,他県分2,税額2,従業員数本県分3,従業員数他県分3,課税標準3,本県分3,他県分3,税額3,計算税額,減免事由,減免等額,年税額1,1期分,2期分,随時分,納期限(1期),納期限(2期),納期限(随時),納期限(納期変更1),納期限(納期変更2),納期限(随時変更),返戻延長事由1,返戻延長事由2,返戻延長事由3,今回変更分,歳出還付額,社会保険収入,自由診療収入,雑収入,社会保険所得,自由診療所得,租特法26条適用状況,調定時所管事務所コード,変更前通知日,送付サイン,担当者番号,更新者名,自動計算連番(医業等),自動計算連番(不動産等),更新フラグ,エラー有無,エラー基本,エラーFATAL,エラーWARNING,パンチ取込エラー内容,バッチ更新日,更新日

■不動産取得税

【KK課税マスタ】

課税番号,課税区分,訂正区分,原承区分,合算区分,課税年度,データ受付年月日,調定年月日,通知・発布年月日,当初納期限,変更後納期限,納期限変更年月日,変更課税申請年月日,変更課税調定番号,資料番号,課税筆数,共有者数,物件数,所在地CD,主たる物件の物件番号(土地),主たる物件の物件番号(建物),申告書提出区分,申告書提出年月日,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,建物最終税額,課税最終税額,差引増減額(訂正),差引増減額(実質),年月日(メモ1),対応者(メモ1),相手CD1(メモ1),相手CD2(メモ1),内容CD1(メモ1),内容CD2(メモ1),備考欄(メモ1),年月日(メモ2),対応者(メモ2),相手CD1(メモ2),相手CD2(メモ2),内容CD1(メモ2),内容CD2(メモ2),備考欄(メモ2),連帯納税管理番号,資料番号1,課税区分1,資料番号2,課税番号2,課税区分2,資料番号3,課税番号3,課税区分3,資料番号4,課税番号4,課税区分4,資料番号5,課税番号5,課税区分5,共有者合算前資料番号,物件合算前資料番号,調定対応連番,現最終調定連番,調定遡及用調定額,課税データ区分,保留フラグ(特殊原因),保留フラグ(農地),保留フラグ(価格なし),保留フラグ(新築マンション),保留フラグ(併用住宅・共同住宅),保留フラグ(用途非課税(地目)),保留フラグ(用途非課税(団体・法人)),課税状態区分,エラー状態区分,事前減額適用の有無,失格区分,納変処理の有無,返戻処理の有無,取消区分,調定処理年月日,過誤納事由,納税通知書出力の有無,現過年度区分,歳入年度,床面積,非住宅部分面積,課税事務所区分,調定保留の有無,過誤納事由1,過誤納事由2,過誤納事由3,過誤納発生額1,過誤納発生額2,過誤納発生額3,課税免除課税標準額(土地),課税免除課税標準額(住宅),課税免除課税標準額(その他),排他用更新年月日・時刻,過年区分,分別区分,控除フラグ1,控除フラグ1,控除フラグ1,減額フラグ1,減額フラグ1,減額フラグ1,入力生成年月日,更新年月日,更新者番号,更新者名

【KK課税異動ファイル】

事務所コード,資料番号,課税年度,原始・承継区分,課税区分,データ受付年月日,合算区分,調定年月日,通知・発付年月日,当初納期限,変更後納期限,納期限変更年月日,変更課税申請年月日,変更課税調定番号,課税番号,課税筆数,共有者数,物件数,主たる物件所在地CD,主たる物件の物件番号(土地),主たる物件の物件番号(建物),申告書提出区分,申告書提出年月日,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,賦課額変更事由,評価額,税率適用区分,控除額1,控除事由1,控除額2,控除事由2,控除額3,控除事由3,免税点適用額,案分前課税標準額,課税標準額,税額,減額額1,減額事由1,減額額2,減額事由2,減額額3,減額事由3,減額額4,減額事由4,最終税額,建物最終税額,差引増減額(訂正),差引増減額(実質),課税最終税額,年月日(メモ1),対応者(メモ1),相手CD1(メモ1),相手CD2(メモ1),内容CD1(メモ1),内容CD2(メモ1),備考欄(メモ1),年月日(メモ2),対応者(メモ2),相手CD1(メモ2),相手CD2(メモ2),内容CD1(メモ2),内容CD2(メモ2),備考欄(メモ2),資料番号1,課税番号1,課税区分1,資料番号2,課税番号2,課税区分2,資料番号3,課税番号3,課税区分3,資料番号4,課税番号4,課税区分4,資料番号5,課税番号5,課税区分5,調定処理年月日,共有者合算前資料番号,物件合算前資料番号,調定対応連番,現最終調定連番,調定遡及用調定額,課税データ区分,保留フラグ(特殊原因),保留フラグ(農地),保留フラグ(価格なし),保留フラグ(新築マンション),保留フラグ(併用住宅・共同住宅),保留フラグ(用途非課税(地目)),保留フラグ(用途非課税(団体・法人)),課税状態区分,エラー状態区分,事前減額適用の有無,失格区分,納変処理の有無,返戻処理の有無,取消区分,納税通知書出力の有無,申告書提出書類コード,調定保留の有無,課税免除課税標準額(土地),課税免除課税標準額(住宅),課税免除課税標準額(住他),排他用更新年月日・時刻,過年区分,分別区分,控除フラグ1,控除フラグ1,控除フラグ1,減額フラグ1,減額フラグ1,減額フラグ1,入力生成年月日,更新年月日,更新者番号,更新者名

【KK共有者マスタ】

課税番号,課税区分,訂正区分,共有者番号,納税者番号,課税年度,主従区分,業者区分,取得者持分(分子),取得者持分(分母),
返戻・納変事由,変更後納期限,返戻・納変処理年月日,通知・発付年月日,取得額,控除適用額1,控除適用額2,控除適用額3,
免税点適用額,負担額,取得額,控除適用額1,控除適用額2,控除適用額3,免税点適用額,負担額,取得額,控除適用額1,
控除適用額2,控除適用額3,免税点適用額,負担額,連帯納税義務離脱区分,資料番号,共有者合算前資料番号,
物件合算前資料番号,共有者エラーフラグ,返戻内容事由,返戻解除事由,課税別納税者番号,入力生成年月日,更新年月日

【KK共有者異動ファイル】

事務所コード,資料番号,課税年度,原始・承継区分,課税区分,共有者番号,納税者番号,主従区分,業者区分,共有者持分(分子),
共有者持分(分母),返戻・納変事由,変更後納期限,返戻・納変処理年月日,通知・発付年月日,取得額,控除適用額1,控除適用額2,
控除適用額3,免税点適用額,負担額,取得額,控除適用額1,控除適用額2,控除適用額3,免税点適用額,負担額,取得額,
控除適用額1,控除適用額2,控除適用額3,免税点適用額,負担額,連帯納税義務離脱区分,共有者合算前資料番号,
物件合算前資料番号,共有者エラーフラグ,課税別納税者番号,入力生成年月日,更新年月日

■自動車税

【KM基本マスタ】

登録番号,連番,納税者番号・納税義務者,車台番号下3桁,車台番号,業務種別コード,申請年月日,車検有効年月日,初度登録年月,
用途コード,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分,定員1,定員2,排気種別,排気量,積載量1,積載量2,
車輛重量,車両総重量1,車両総重量2,車輛長さ,車輛幅,車輛高さ,燃料コード,塗色コード,排ガス適合コード,型式コード,型式,
原動機識別コード,原動機型式,所有者コード,所有者コード(使用者欄),使用の本拠具体体名漢字,使用の本拠(LASDEC),
使用の本拠(LASDEC)番地等,メーカーコード,車名,車名コード,納税者番号・使用者,納税者番号・所有者,納税者番号・送付先,
納税通知書送付先区分,状態コード,状態適用年月日,状態処理年月日,注意コード,下取会社コード,下取年月日,特種コード,
税率コード,年税額,事務所コード,登録事由コード,登録年月日,異動事由コード,異動年月日,前基本レコード有無,後基本レコード有無,
変更前登録番号,変更前車台番号下3桁,変更前登録年月日,変更前登録番号変更年月日,変更後登録番号,
変更後車台番号下3桁,変更後登録年月日,変更後登録番号変更年月日,分配処理日,修正処理日,最終履歴連番,所有形態,
グリーン化税制軽課重課区分,改造車前類別区分番号,抵当権,低燃費車,ハイブリッド車,更新日,更新時刻,余白,変更前車台番号,
バス区分,状態申請年月日,OCR連番,貸渡コード,補記,補記入力日,レコード作成日,レコード作成者番号,レコード作成者名

【KL申告書OCRファイル】

登録番号,車台番号下3桁,登録年月日,同日連番,OCR連番,取得年月日,申告年月日,処理年月日,申告書区分,申告区分,
取得税申告区分,取得原因,取得税・課税区分,自動車税・課税区分,所有形態,所有形態2,状態コード・自動車税,状態コード・取得税,
改造費用,取得価額・車両本体,取得価額・付加物,取得税・課税標準額,自動車取得税額,特例区分,税率コード,
自動車税額,住所コード,番地,方書,カナ氏名,生年月日,電話番号,最古登録番号,結束番号,結束連番,業務種別コード,型式,
グリーン,時刻,修正処理日,データ登録未処理フラグ,更新日,更新時刻,余白,OSS区分,OSS納付番号,OSS確認番号,バス区分,
台数,新車中古車区分,リース車両コード,証紙事務所コード

【KL申告書ファイル】

登録番号,車台番号下3桁,登録年月日,同日連番,OCR連番,取得年月日,申告年月日,処理年月日,申告書区分,申告区分,
取得税申告区分,取得原因,取得税・課税区分,自動車税・課税区分,所有形態,所有形態2,状態コード・自動車税,
状態コード・取得税,改造費用,取得価額・車両本体,取得価額・付加物,取得税・課税標準額,自動車取得税額,特例区分,税率コード,
自動車税額,住所コード,番地,方書,カナ氏名,生年月日,電話番号,最古登録番号,結束番号,結束連番,業務種別コード,型式,
グリーン,時刻,修正処理日,データ登録未処理フラグ,更新日,更新時刻,余白,OSS区分,OSS納付番号,OSS確認番号,バス区分,
台数,新車中古車区分,リース車両コード,証紙事務所コード

■鉱区税

【KO課税マスタ】

課税番号,実績年度,課税連番,事務所コード,鉱業権者番号,連帯番号,課税区分,課税年度,調定日,通知発付日,納期限,
納期限変更理由コード,変更納期限,県内面積1,課税標準面積1,課税種別コード1,税率1,適用月数1,明細税額1,県内面積2,
課税標準面積2,課税種別コード2,税率2,適用月数2,明細税額2,調整額,課税額,総面積,県内面積1_既確定,課税標準面積1_既確定,
課税種別コード1_既確定,税率1_既確定,適用月数1_既確定,明細税額1_既確定,県内面積2_既確定,課税標準面積2_既確定,
課税種別コード2_既確定,税率2_既確定,適用月数2_既確定,明細税額2_既確定,調整額_既確定,課税額_既確定,総面積_既確定,
差引増減額,異動事由,基本,履歴番号,登録年月日,満了年月日,存続期限,課税種別,調定事由,鉱業権抹消日,過誤納事由,
過誤納発生日,還付加算金始期日,増減調定適用日,増減調定延滞金適用日,訂正フラグ,取消フラグ,災害減免,納税通知フラグ,
県内面積変更分,課税標準変更分,非課税等区分コード,登録番号(県コード),登録番号,更新日,更新者

【KO基本マスタ】

課税番号,履歴番号,事務所コード,異動日,異動事由コード,鉱業権者番号,連帯番号,課税種別コード,非課税等区分コード,
課税保留事由コード,鉱物コード1,鉱物コード2,鉱物コード3,鉱物コード4,鉱物コード5,鉱物コード6,鉱物コード7,鉱物コード8,
鉱物コード9,鉱物コード10,鉱物コード11,鉱物コード12,鉱物コード13,鉱物コード14,鉱物コード15,鉱物コード16,鉱物コード17,
鉱物コード18,鉱物コード19,鉱物コード20,鉱物コード21,登録日,更新回数,存続期間終了日,期間満了日,県内面積,総面積,
鉱区位置コード1,鉱区位置コード2,鉱区位置コード3,鉱区位置コード4,鉱区位置地先FLG1,鉱区位置地先FLG2,
鉱区位置地先FLG3,鉱区位置地先FLG4,鉱区県外コード1,鉱区県外コード2,備考,納税管理人番号,送付先管理番号,
登録番号(県コード),登録番号,年額月割FLG,課税月数,更新日,更新者

■軽油引取税

【KS課税マスタ】

事業者コード,行為年,行為月,輸入連番,納付納入等区分,課税標準量,課税額,加算金,課税処理コード,課税連番,訂正連番,
調定連番,県税コード,登録日,更新日

【KS基本マスタ】

事業者コード,履歴番号,変更日付,事業者区分,申告方法,旧管轄県税事務所,新管轄県税事務所,管轄県税変更日,申請日,消除日,
指定日,取消日,通知日,状態区分,状態区分設定日,営業開始日,実績開始年月,受任者,休業期間(自)1,休業期間(至)1,
休業期間(自)2,休業期間(至)2,休業期間(自)3,休業期間(至)3,送付先サイン,元売系列コード,油種コード1,施設区分1,容量1,
基数1,油種コード2,施設区分2,容量2,基数2,油種コード3,施設区分3,容量3,基数3,油種コード4,施設区分4,容量4,基数4,
油種コード5,施設区分5,容量5,基数5,油種コード6,施設区分6,容量6,基数6,油種コード7,施設区分7,容量7,基数7,
油種コード8,施設区分8,容量8,基数8,仕入業者コード1,仕入方法1,仕入業者コード2,仕入方法2,仕入業者コード3,

仕入方法3,仕入業者コード4,仕入方法4,仕入業者コード5,仕入方法5,納税者番号(事業者),納税者番号(事務所),
納税者番号(送付先),注意コード,組合加入,債権者番号,登録理由,証券番号1,証券番号2,延長理由,災害延長期間,特記事項,
交付金受任有無,交付金受任者氏名,交付金受任者住所,交付金支払方法,受任者納税者番号,課税地指定有無,従たる事業所1,
従たる事業所2,従たる事業所3,従たる事業所4,従たる事業所5,従たる事業所6,従たる事業所7,従たる事業所8,従たる事業所9,
従たる事業所10,登録日,更新日,更新者番号,更新者名

■たばこ税

【KT課税マスタ】

課税年度,事業者コード,行為年月,課税連番,課税区分,管轄県税事務所コード,申告日,決議日,調定年月,更正請求日,通知日,
申告期限,納期限,期限延長区分,延長納期限,本税,過小申告加算金,不申告加算金,重加算金,課税標準額本数1,課税標準額税額1,
課税標準額本数2,課税標準額税額2,課税標準額合計,課税免除額本数1,課税免除額税額1,課税免除額本数2,課税免除額税額2,
課税免除額合計,返還控除額本数1,返還控除額税額1,返還控除額本数2,返還控除額税額2,返還控除額合計,差引増減額,
課税標準額本数1_既確定,課税標準額税額1_既確定,課税標準額本数2_既確定,課税標準額税額2_既確定,課税標準額合計_既確定,
課税免除額本数1_既確定,課税免除額税額1_既確定,課税免除額本数2_既確定,課税免除額税額2_既確定,
課税免除額合計_既確定,返還控除額本数1_既確定,返還控除額税額1_既確定,返還控除額本数2_既確定,
返還控除額税額2_既確定,返還控除額合計_既確定,差引増減額_既確定,納付還付額,過年度減,前年度歳入還付額,管理外区分,
納期延長理由,登録日,更新日,更新者番号,更新者名,削除フラグ

【KT基本マスタ】

事業者コード,履歴番号,変更日,納税者番号,開始日,廃止日,管轄県税事務所コード,旧管轄県税事務所,業者コード1,販売業者1登録日
1,
販売業者1取消日1,販売業者1登録日2,販売業者1取消日2,業者コード2,販売業者2登録日1,販売業者2取消日1,販売業者2登録日
2,
販売業者2取消日2,特例期限許可日1,特例期限取消日1,特例期限許可日2,特例期限取消日2,休止期間開始日1,休止期間終了日1,
休止期間開始日2,休止期間終了日2,休止期間開始日3,休止期間終了日3,担当部署名,担当者名,電話番号,備考,登録日,
更新日,更新者番号,更新者名

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><本人からの情報入手の措置> 申請、申告書等の提出により情報を入力する場合には、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し等と運転免許証等の身分証明書等の提示・提出を受け、本人確認を厳格に行うことにより対象者以外の情報入手の防止を図る。 (代理人からの情報入手の措置) 本人の代理人からの申請、申告書等の提出により情報を入力する場合には、委任状等による代理権の確認及び、代理人の個人番号カード、運転免許証等の身分証明書による代理人の身元確認をした上で、本人の個人番号カードの写し等により個人番号を確認し、個人番号の提供を受けることにより対象者以外の情報入手の防止を図る。 <評価実施機関内からの情報入手の措置> 評価実施機関内から入手する情報については、基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入力しないように内容を精査する。 <都道府県・市町村からの情報入手の措置> 都道府県及び市町村から入手する情報については、基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入力しないように内容を精査する。 <国税連携システムからの情報入手の措置> 国税連携による情報入手の場合は、その情報が本県に対するものであるかどうかの確認を厳格に行う。また、他都道府県に課税権があることが判明した場合には、速やかに他都道府県へ回送する。 <住民基本台帳ネットワークシステムからの情報入手の措置> 地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等)を入力する場合には、申告・申請書等に記載された本人確認情報との突合・確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止を図る。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><本人及び代理人からの情報入手の措置> 申請、申告書等の書面により情報を入力する場合には、必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 <評価実施機関内及び都道府県等からの情報入手の措置> 評価実施機関内及び都道府県等から情報を入力する場合は、対象者の必要な情報以外を入手しないように、内容を精査する。 <国税連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステムからの情報入手の措置> 国税連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステムから情報を入力する場合には、必要となる情報のみをあらかじめ定められたフォーマットで受領することにより、必要な情報以外の入手を防止する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><本人・代理人からの情報入手の措置> 申請書等の提出により情報を入力する場合には、賦課徴収等の使用目的を説明した上で申請書等の提出を受けることにより、不適切な方法での情報入手の防止を図る。 <評価実施機関内からの情報提供> 評価実施機関内から入手する情報については、適切な担当者による情報照会や適切なアクセス制御等を実施することにより、不適切な方法での情報入手の防止を図る。 <都道府県・市町村からの情報入手の措置> 都道府県及び市町村から入手する情報については、地方税法等で定められた手続きに基づき情報の提供を受けることにより、不適切な方法での情報入手の防止を図る。 <国税連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステムからの電子データによる情報入手の措置> 電子データで入手する申告情報等は、情報入手に使用するシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワード等による認証を実施することにより、不適切な方法での情報入手の防止を図る。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><本人からの情報入手の際の措置> 番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 <代理人からの情報入手の際の措置> 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。 <他の都道府県と市町村、国税連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステムからの情報入手の際の措置> 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報(基本4情報)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 既に登録されている宛名情報(基本4情報)と差異がある場合には、住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性を確認する。

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(10) 各段階に応じたリスクの軽減措置について、具体的に記述している。
(11) 各段階におけるリスク軽減措置は、個人情報保護評価の目的上、妥当である。

③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

③ 4つのリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

24 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

24 必要な者以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

25 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

25 必要な情報以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

26 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

26 不適切な方法で特定個人情報を入手しないための措置を記述している。

27 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

27 本人の特定個人情報であることを確認する措置を具体的に記述している。

28 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

28 入手した情報の真正性を確認する方法を具体的に記述している。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手の各段階で、本人確認とともに個人番号の真正性を確保する。 税務システムへの入力時には、複数の納税義務者に同一の個人番号が入力された場合や、チェックデジットの計算により、存在し得ない個人番号が入力された場合はエラーメッセージを表示し、誤入力を防止する。 また、登録後の宛名情報については、必要に応じて地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等)を入手し、真正性を確認する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<紙媒体を使用して情報を入手する際の措置> 申告書等の紙媒体で情報を入手した場合には、県税情報ファイルに情報を取り込んだ後は、鍵付きの書庫又は保管室に保管する。 <電子媒体を使用して情報を入手する際の措置> 情報が記録される電子媒体にパスワードを設定するとともに、県税情報ファイルに情報を取り込んだ後は、電子媒体に記録されている電子データを復元できないように削除する。 <回線等を使用して情報を入手する際の措置> (国税連携・住民基本台帳・統合宛名システムからの入手) 情報を回線等を使用して入手する際には、専用回線を介してユーザIDによる識別とパスワード等による認証を実施し情報を入手する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

29 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	
30 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	
31 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか	

29 入手後の正確性を保つための措置を具体的に記述している。	
30 入手にあたり、漏えい等を防止するための措置を具体的に記述している。	
31 該当なし	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・権限管理・認証機能により、アクセスできる特定個人情報を限定するため、税務関係外の情報にはアクセスできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システム及び国税連携システムでは、税務に関係のない情報は保有しない。 ・統合宛名管理システムとの連携は地方税関係情報又は障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合の処理に限定する。また、税務システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報(個人番号及び宛名情報等)以外の情報連携は行わないよう制限する。
その他の措置の内容	個人番号が表示される端末(税務システム端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム端末)へのログイン画面の照会や帳票の出力はID・パスワード・生体認証で最小限の担当者だけが処理できるよう制限されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システム、国税連携システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム端末に置ける措置> ・システム端末のコンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID、パスワードによる認証を行う(税務システム個人番号利用端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム端末については生体認証併用)。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 ・税務システムにおいては、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務システム、国税連携システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム端末に置ける措置> ① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDをユーザごとに発行する。(税務システム個人番号利用端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム端末については生体情報登録を併せて行う) ・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 ② 失効管理 職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	管理者は、静岡県情報セキュリティ対策基準に基づき、職員等の職務に応じ操作者の権限を適切に割当て、人事異動時等に見直しを実施するなど、職員等のアクセス権限を定期的確認し、アクセス権限を適切に管理する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により定期的に確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・税務システムでは、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・業務外利用の禁止等を徹底するため、税務初任者に対する年度当初の研修の中で、基本的な情報セキュリティに関する知識の習得を行っている。 ・担当者へヒアリングを実施し、業務外で使用していないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【端末利用】 ・端末を離れるときはシステムの「離席」ボタンを押下するよう指導を徹底する。 ・来客対応のための窓口端末は来客者から画面が見えない位置に設置する。	

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

④ 4つのリスク及びその他のリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

32 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

32 宛名システムとの連携は限定的にする旨を記述している。

33 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

33 その他のシステムとの連携も、限定的にする旨を記述している。

34 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

34 ID/パスワードによるアクセス制限を行うとともに、IDごとにアクセスできる範囲を設定する旨を記述している。

35 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

35 管理表により、アクセス権限の管理を適切に行っている旨を記述している。

36 アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

36 管理者による管理方法について、具体的に記述している。

37 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

37 システムにおいて操作記録を残しており、定期的に確認している旨を記述している。

38 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

38 事務外で使用しないよう、研修を行っている旨を具体的に記述している。

39 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

39 特定の職員しか複製できないようにプログラム制御を行っている旨を記述している。

40 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

40 端末利用時及び住民対応時のリスクについて、対策を具体的に記述している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	委託事業者を選定する際、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを条件にしているほか、個人情報の管理体制について以下の観点で確認している。 ・個人情報の管理的保護措置（個人情報取扱規定、体制等の整備等） ・個人情報の物理的保護措置（人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等） ・個人情報の技術的保護措置（アクセス制限、アクセス監視や記録等）
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報ファイルの管理体制、管理者及び作業者を限定するために、委託先の従事者名簿を提出させることを契約書に設け従事者を確認している。 特定個人情報ファイルを閲覧できる従事者を最少人数に制限したうえで、当該従事者に対しユーザーIDを発行している。 国税連携システムの運用についても同様の管理をしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルを取扱う場合、従事者、日時等を記録し、提出することを義務付けている。ユーザーID及びパスワードによりユーザー認証を行い、アクセスログの記録を保管し、記録は7年間保管している。また、国税連携システムについても同様の措置を行っている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は静岡県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は静岡県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。他者（再委託先）への特定個人情報の提供の際は、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法等についての報告を義務付け、問題がない場合に限り承認している。また、ルールどおりに実施されているか、委託先から定期的に報告を受けている。 国税連携システムについても同様の管理を行っている。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	再委託については、契約書で申請及び承認の方法を規定している。委託先にデータ搬送する必要がある場合、暗号化した電子記録媒体を施錠可能なケースに格納して行う。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、業務の終了後、特定個人情報が記録された媒体を直ちに委託元に返却し、又は廃棄若しくは消去、焼却しなければならない旨を契約書に記載している。消去の確認は、業務完了報告書にて行う。また、国税連携システムのデータ消去は、本県の権限ある職員によるクライアントへの消去指示に基づき行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書では、再委託は原則できないものとしているが、県の承認を得た場合のみ可能としている。再委託先はISMS認証又はプライバシーマークの取得を条件とし、管理体制の確認のため委託先を通じて再委託先の従事者名簿を提出させている。また、委託先における当該契約に基づく一切の義務を再委託先に遵守させることを条件として、特定個人情報ファイルの提供を承認している。再々委託は禁止している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑤ 委託についてリスク軽減措置を具体的に記述している。

41 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

41 委託先が適切な情報保護体制であるか確認する方法を具体的に記述している。

42 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

42 閲覧者・更新者の制限方法を具体的に記述している。

43 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

43 特定個人情報ファイルの取扱い記録の記録方法や保存期間について、具体的に記述している。

44 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

44 特定個人情報の提供ルールについて、具体的に記述している。

45 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

45 特定個人情報の消去ルールについて、具体的に記述している。

46 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

46 委託契約書中にて特定個人情報ファイルの取扱い規定を定めている。

47 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

47 再委託先での適正な取扱いの確保について、具体的に記述している。

48 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

48 該当なし

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条、番号法施行規則第20条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<他機関からの依頼による場合> ・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・番号法第19条第10号、番号法施行令第22条、番号法施行規則第20条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	・電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・記録する媒体は決められたものを使用し、記録した情報を提供後に削除して、情報を復元不可能な状態で保管する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<他機関からの依頼による場合> 紙媒体での提供を基本とし、個人県民税の滞納者情報等、他機関から依頼に基づき提供する場合に、使用目的、使用方法等を記載した書面の提出を求める等、法律に規定された提供であることを確認する。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護評価委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<他機関からの依頼による場合> 特定個人情報を提供・移転する必要がある場合は、所属長の決裁が必要であり、所属で誤った内容や提供先へ情報提供が行われないよう十分確認する。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととしている。 ・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

49 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

49 特定個人情報の提供・移転について、記録方法等を具体的に記述している。

50 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

50 提供・移転に関するルールを具体的に定めている。

51 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

51 情報漏えい等に関するリスクを軽減するための措置について、具体的に記述している。

52 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

52 誤った情報を提供・移転するリスクを軽減する措置について、具体的に記述している。

53 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

53 該当なし

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 税務システムの運用における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <p>< 統合宛名システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限管理・認証機能により、アクセスできる特定個人情報を限定するため、関係外の情報にはアクセスできない。 ・人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・操作者、操作内容、時刻等を記録することで不適切な操作を抑止している。 <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・(*1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ・(*2) <u>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</u> ・(*3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 統合宛名システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、インターネット等と遮断された番号連携用ネットワークセグメント内に設置され、本県の中間サーバー、統合宛名システム端末及び連携対象業務システム等とだけ通信できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと接続団体との間は、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>< 税務システムの運用における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <p>< 統合宛名システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムでは、照会対象者の真正性確認済個人番号に基づいて付番された統合宛名番号により情報照会処理がされるため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <p>< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑦ 4つのリスク及びその他のリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

54 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

54 目的外入手を阻止するために必要な措置を具体的に記述している。

55 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

55 安全を担保するための方法を具体的に記述している。

56 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

56 正確性を確保するための方法を具体的に記述している。

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、インターネット等と遮断された番号連携用ネットワークセグメント内に設置され、本県の間接サーバー及び連携対象業務システム等とだけ通信できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 ・情報照会を実施できるのは統合宛名システム用端末に限られ、上記番号連携用セグメント内に必要最小数を設置し、外部記憶装置等の利用を厳しく制限することで情報漏洩等に対策している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・(*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、インターネット等と遮断された番号連携用ネットワークセグメント内に設置され、本県の間接サーバー及び連携対象業務システム等とだけ通信できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 ・情報照会を実施できるのは統合宛名システム用端末に限られ、上記番号連携用セグメント内に必要最小数を設置し、外部記憶装置等の利用を厳しく制限することで情報漏洩等に対策している。 ・権限管理・認証機能により、アクセスできる特定個人情報を限定するため、関係外の情報にはアクセスできない。 ・人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・操作者、操作内容、時刻等を記録することで不適切な操作を抑制している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

57 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	
58 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	58 提供は行っていない。
59 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	59 提供は行っていない。
60 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	60 提供は行っていない。
61 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか	61 システムごとにリスク対策を記述している。

57 漏えい・紛失リスクの軽減措置を具体的に記述している。	
58 提供は行っていない。	
59 提供は行っていない。	
60 提供は行っていない。	
61 システムごとにリスク対策を記述している。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システム及び国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー及び周辺機器の設置場所は入退室管理(生体認証等)されており、防災設備が整っている。 ・サーバー設置場所については、監視カメラを設置している。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・個人番号が記載された申告書等は、執務室内又は鍵付きの倉庫に保管する。 ・システムを利用するパソコンは、ワイヤーロックにより盗難防止を図る。 ・繰り返し使用するUSBメモリー等の電子記録媒体は鍵付きの金庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システム及び国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用のパソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 サーバー及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。なお、サーバー及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 ・不正アクセス防止策 不正なアクセスに対しては、ファイアウォールで遮断するとともに、ユーザーID及びパスワードによりアクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	<p>①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。</p> <p>②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。</p> <p>③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。</p> <p>④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。</p> <p>⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。</p> <p>⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附図に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。</p>
	再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 ・保管庫の鍵管理体制を見直した。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

62 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

63 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

64 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

65 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

66 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

62 特定個人情報の漏えい等を防ぐための物理的な対策について、具体的に記述している。

63 特定個人情報の漏えい等を防ぐための技術的な対策について、具体的に記述している。

64 重大事故の内容等について、具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

65 重大事故に対する再発防止策を具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

66 死者の個人番号の保管について、具体的に記述している。

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	地方税法及び本県の文書管理規則の規定により、本県に提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等を保存期間まで常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報古いまま保管することとなる。必要に応じて新たに特定個人情報を入手した場合は、情報は更新されるが、それまでの情報についても同様に管理する。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報は、削除権限を有する職員が削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。外部媒体に保存したデータは保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。データが紙かを問わず、保管を行い、保管期間を過ぎた場合はバックアップも消去する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・サーバー、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</p> <p>・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p> <p>・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び記録装置を有するプリンター等の周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。</p> <p>消磁、破砕、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。</p> <p>機器の廃棄を業者委託する場合は、記録装置(媒体)の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。</p> <p>委託業者から納品された電子記録媒体は、システム入力後に物理的破壊を行う。</p> <p>・<u>税務システムのデータについては税務システム側において日次バックアップ、保管を行っている。また、税務システムを搭載している情報処理基盤(庁内クラウド)について、所管課(電子県庁課)において日次でのイメージファイルバックアップを行うと共に、県外データセンターへの保管を行っている。</u></p>	

67 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
68 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
69 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

67 特定個人情報を最新の状態で保管するための措置について、具体的に記述している。
68 特定個人情報の消去手順等について、具体的に記述している。
69 端末の廃棄等について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<税務システム及びeLTAXIにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。 なお、国税連携システムにあつては、「 <u>地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準</u> 」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<税務システム及び国税連携システムにおける措置> 情報セキュリティポリシーに基づき、以下の項目について情報セキュリティ監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態の比較 ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 なお、国税連携システムについては、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 また、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<税務システム及び国税連携システムにおける措置> ・職員(非常勤職員(会計年度任用職員等)、臨時職員を含む。)に対しては、初任時の研修で基本的なセキュリティに関する研修を実施するとともに、年1回、情報セキュリティに関する研修を実施し、継続的な意識啓発を行っている。 ・正規職員に対しては、定期的実施している事例研修においても啓発を行っている。 ・受託業者に対しては、契約書でセキュリティ条項を加えている。 ・違反行為を行ったものに対する罰則の周知(コンプライアンス研修)を行っている。 ・国税連携の主担当者は、地方税共同機構が実施するセキュリティ研修に参加している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
データ連携が必要なシステムとの連携は、連携頻度を勘案しオンライン、媒体の手段を判断している。媒体の場合には税務課担当職員が決められたルールに基づき実施し、その事実を記録する。 その他特定個人情報の取扱いについて、静岡県セキュリティポリシーなどの各種規程に基づき、適正に取扱う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか

⑨ 自己点検・監査、従業者に対する教育を行っている。

70 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか

70 自己点検方法について、具体的に記述している。

71 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか

71 監査方法について、具体的に記述している。

72 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか

72 従業者に対する教育・啓発について、具体的に記述している。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	経営管理部税務課 各財務事務所(請求者の住所地を管轄する財務事務所)
②請求方法	本人確認書類を提示の上、指定様式による書面を提出して開示・訂正・利用停止請求を行う。
特記事項	静岡県ホームページ上に、手続、請求受付窓口等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ・請求及び閲覧は無料 (手数料額、納付方法: ・写しの交付を希望する場合は、実費を負担(例 白黒A3まで1枚10円)) ・郵送による交付を希望する場合は、郵送料を負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税システム(県税の還付に関する事務個人事業税の課税に関する事務、自動車税環境性能割申告納付事務、自動車税種別割賦課徴収事務、不動産取得税賦課徴収事務等)
公表場所	県民サービスセンター(県庁東館2階)及び県ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	静岡県経営管理部税務課
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡県情報提供の推進に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

73 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか

73 実施後に記入

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	頁番号
平成28年4月1日	I基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 片野 光男	税務課長 長谷川 寛彦	事後	人事異動	-
平成29年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去/リスク1/⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか/その内容	<p>外部への電子メールの一斉送信時に、送付先全員のメールアドレスが表示される状態で送信したため、メールアドレスが漏えいした事案が以下のとおり発生している。</p> <p>【事案の概要】</p> <p>1 平成25年6月3日生活環境課の職員が、関係事業所宛てに届出期限を通知するメールを一斉送信する際に、他の送信先が分かる形で送信した結果、191事業所の担当者等のメールアドレスが漏えいした。</p> <p>2 平成25年6月21日世界遺産推進課の職員が、関係団体宛てに行事案内のメールを一斉送信する際に、他の送信先が分かる形で送信した結果、814団体の担当者等のメールアドレスが漏えいした。</p> <p>3 平成25年8月9日中部危機管理局の職員が、メールニュースを一斉送信する際に、他の送信先が分かる形で送信した結果、225団体の担当者等のメールアドレスが漏えいした。</p> <p>4 平成25年10月23日障害者政策課の職員が、関係事業所宛てに受託事業の募集案内のメールを一斉送信する際に、他の送信先が分かる形で送信した結果、636事業所の担当者等のメールアドレスが漏えいした。</p> <p>【補足説明】</p> <p>いずれの事案も漏えいした情報は、メールアドレスのみであり氏名その他の情報は含まれてはいない。</p> <p>なお、全項目評価の対象となっている住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p>	<p>【事案の概要】</p> <p>・平成29年1月、委託先で、イベントの案内メールをイベント応募者に送信した際、他の送信先が分かる形で送信した結果、応募者317名分の個人メールアドレスが漏えいした。</p> <p>・平成29年3月、私立高等学校等就学支援金助成事務において、一部の学校の事務処理支援システムの不具合を復元するために県のシステム内にあるデータを提供する際、他校のデータが含まれていることに気づかず提供した結果、生徒7,810名分の学校名、氏名、生年月日、需給認否結果、住所、授業料額、減免額、支給限度期間、学校種、需給基準額、需給加算額、支給資格認定番号が漏えいした。</p> <p>【補足説明】</p> <p>全項目評価の対象となっている住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p>	事後	時点修正	-
平成30年4月1日	I基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 長谷川 寛彦	税務課長 杉澤 晃芳	事後	人事異動	-
平成30年4月1日	II 特定個人情報のファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	1万人以上10万人以下	1万人未満	事後	時点修正	-
平成30年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去/リスク1/⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか/その内容	<p>【事案の概要】</p> <p>・平成29年1月、委託先で、イベントの案内メールをイベント応募者に送信した際、他の送信先が分かる形で送信した結果、応募者317名分の個人メールアドレスが漏えいした。</p> <p>・平成29年3月、私立高等学校等就学支援金助成事務において、一部の学校の事務処理支援システムの不具合を復元するために県のシステム内にあるデータを提供する際、他校のデータが含まれていることに気づかず提供した結果、生徒7,810名分の学校名、氏名、生年月日、需給認否結果、住所、授業料額、減免額、支給限度期間、学校種、需給基準額、需給加算額、支給資格認定番号が漏えいした。</p> <p>【補足説明】</p> <p>全項目評価の対象となっている住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p>	<p>【事案の概要】</p> <p>・平成29年1月、委託先で、イベントの案内メールをイベント応募者に送信した際、他の送信先が分かる形で送信した結果、応募者317名分の個人メールアドレスが漏えいした。</p> <p>・平成29年3月、私立高等学校等就学支援金助成事務において、一部の学校の事務処理支援システムの不具合を復元するために県のシステム内にあるデータを提供する際、他校のデータが含まれていることに気づかず提供した結果、生徒7,810名分の学校名、氏名、生年月日、需給認否結果、住所、授業料額、減免額、支給限度期間、学校種、需給基準額、需給加算額、支給資格認定番号が漏えいした。</p> <p>・平成29年8月、認可外保育施設宛にメールを一斉送信した際、他の送信先がわかる形で送信した結果、認可外保育施設の担当者等、最大で113名分の個人メールアドレスが漏えいした。</p> <p>【補足説明】</p> <p>全項目評価の対象となっている地方税の賦課徴収事務並びに住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p>	事後	時点修正	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	頁番号
平成30年8月17日	I基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 杉澤 晃芳	税務課長	事後	様式の改正に伴う変更	-
1	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	自動車OSS(ワンストップサービス)システム の項目	項目削除	事後	自動車税OSS(ワンストップサービス)システムにおいて特定個人情報を扱っていないため削除	(削除)
2	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	静岡県経営管理部財務局税務課	静岡県経営管理部税務課	事後	組織改編による変更	5
3	IIファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	静岡県経営管理部財務局税務課	静岡県経営管理部税務課	事後	組織改編による変更	7
4	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	静岡県経営管理部財務局税務課	静岡県経営管理部税務課	事後	組織改編による変更	8
5	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	県税外注印刷等業務委託について記載	削除	事前	評価時点において、外注印刷について個人番号を含むデータ(特定個人情報)を委託先に提供することはしていないため削除	(削除)
6	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	自動車OSS(ワンストップサービス)システム及びOSSインターフェイスシステムの運営管理業務	削除	事前	評価時点において、OSSシステムにおいて特定個人情報(個人番号)の取扱いはしていないため削除	(削除)
7	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	不動産取得税・家屋に係る通知書の電子データの作成業務について記載	削除	事前	評価時点において、不動産取得税に係るデータ作成(パンチ業務)の委託は行っていないため削除	(削除)
8	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	「地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営管理」に関する記述	上述項目削除により委託事項3→委託事項2に項目繰り上げ、及び項目名を「地方税ポータルシステム(eLTAX ※国税連携システムを含む)の運営管理」に修正	事後	項目ずれ 及び 委託事項範囲の明確化	11
9	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	追加	地方税ポータルセンター(eLTAX ※国税連携システム含む) ASPサービス提供業務	事前	評価時点において、国税連携システムの国税連携サーバについて、認定委託事業者(ASP)業者に委託を行っているため追加	11
10	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	経営管理部総務局法務文書課 経営管理部財務局税務課	経営管理部税務課	事後	組織改編による変更	29
11	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	静岡県経営管理部財務局税務課	静岡県経営管理部税務課	事後	組織改編による変更	29
12	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル名	県税の還付に関する事務個人事業税の課税に関する事務、自動車税環境性能割申告納付事務、自動車税種別割賦課徴収事務、不動産取得税賦課徴収事務等	県税システム(県税の還付に関する事務個人事業税の課税に関する事務、自動車税環境性能割申告納付事務、自動車税種別割賦課徴収事務、不動産取得税賦課徴収事務等)	事前	実際に個人情報ファイル簿に記載、公表している名称は「県税システム」であるため(事務内容は従前記載と相違なし)、明記した。	29
13	I 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)別表第1第16の項	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法の改正に伴う修正	5
14	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	番号法の改正に伴う修正	5

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	頁番号
15	IIファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1(都道府県) ①法令上の根拠	地方税法第72条の59	番号法第19条第10号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)」(以下「番号法施行令」という。)第21条及び第22条、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)」(以下「番号法施行規則」という。)第19条、地方税法第72条の57の3	事後	番号法の根拠を明記、地方税法改正に伴う修正	12
16	IIファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2(国税庁、市町村等) ①法令上の根拠	番号法第19条第12号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条、番号法施行規則第19条	事後	番号法の改正に伴う修正	12
17	IIIリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容(項目名称)	<回線等を使用して情報を入手する際の措置>	<回線等を使用して情報を入手する際の措置>(国税連携・住民基本台帳・統合宛名システムからの入手)	事後	対象となるシステムの明記	20
18	IIIリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 その他の措置の内容	個人番号が表示される画面の照会や帳票の出力はID・パスワードで最小限の担当者だけが処理できるよう制限されている。	個人番号が表示される端末(税務システム端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム端末)へのログイン、画面の照会や帳票の出力はID・パスワード・生体認証で最小限の担当者だけが処理できるよう制限されている。	事後	既の実施している対策の詳細の明記及び対象の明確化	21
19	IIIリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・システム端末のコンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。	<税務システム、国税連携システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム端末に置ける措置> ・システム端末のコンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID、パスワードによる認証を行う(税務システム個人番号利用端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム利用端末については生体認証併用)。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 ・税務システムにおいては、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限している。	事後	既の実施している対策の詳細の明記及び対象の明確化	21
20	IIIリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDをユーザごとに発行する。 ・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。	<税務システム、国税連携システム、住民基本台帳システム、統合宛名システム端末に置ける措置> ① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDをユーザごとに発行する。(税務システム個人番号利用端末、国税連携システム端末、住民基本台帳システム端末、統合宛名システム端末については生体情報登録を併せて行う。)	事後	既の実施している対策の詳細の明記及び対象の明確化	21
21	IIIリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条、番号法施行規則第20条	事後	番号法の改正に伴う修正及び表記揺れの補正(漢数字→数字)	23
22	IIIリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	同上	同上	事後	同上	23
23	IIIリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(*2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正に伴う修正	24

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	頁番号
24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去/リスク1/⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか/その内容	<p>【事案の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月、委託先で、イベントの案内メールをイベント応募者に送信した際、他の送信先が分かる形で送信した結果、応募者317名分の個人メールアドレスが漏えいした。 ・平成29年3月、私立高等学校等就学支援金助成事務において、一部の学校の事務処理支援システムの不具合を復元するために県のシステム内にあるデータを提供する場合、他校のデータが含まれていることに気づかず提供した結果、生徒7,810名分の学校名、氏名、生年月日、需給認否結果、住所、授業料額、減免額、支給限度期間、学校種、需給基準額、需給加算額、受給資格認定番号が漏えいした。 ・平成29年8月、認可外保育施設宛にメールを一斉送信した際、他の送信先がわかる形で送信した結果、認可外保育施設の担当者等、最大で113名分の個人メールアドレスが漏えいした。 <p>【補足説明】</p> <p>全項目評価の対象となっている地方税の賦課徴収事務並びに住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 ④統合宛名システムに登録している個人情報が誤っており、マイナポータル上で他人の身障手帳情報を閲覧可能な状態にあった。 ⑤会計年度任用職員の情報を保存していたUSBメモリが窃取された。 ⑥WEB上で公開していた道路保全台帳附图に、家屋所有者氏名を掲載したまま公開してしまった。 	事後	時点修正	26
25	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検	静岡県個人情報保護条例第44条第2項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問	事後	法令改正に伴う修正	30
26	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 (略) ・税務システムのデータについては税務システム側において日次バックアップ、保管を行っている。また、税務システムを搭載している情報処理基盤(庁内クラウド)について、所管課(電子県庁課)において日次でのイメージファイルバックアップを行うと共に、県外データセンターへの保管を行っている。 		既に行っている、データバックアップに係る措置の明記	27